

※「三重県議会 議会活動計画」抜粋

III 取組の評価

分権時代を先導する議会を目指し、一層の議会改革を進めるため、上記Ⅱ 1～4に掲げた取組について評価を行い、その反省に立った改善に努めます。

評価のサイクルは概ね年次毎の評価と現議員任期 4 年間を通した総合的な評価に大別します。

年次毎の評価は、常任委員会、広聴広報会議及び特別委員会が中心となって行い、現議員任期 4 年間を通した総合的な評価は、議会改革推進会議において検討の上、検討結果を代表者会議に報告し、代表者会議において決定します。

それぞれ、具体的な評価方法は次によることとします。

1 年次毎の評価

(1) 常任委員会による自己評価

① 評価対象年次当初（5月会議）

- ・委員長は、委員会で協議の上、「常任委員会活動計画書」（資料 1）を作成します。

② 評価対象年次上半期末（9月定例月会議）

- ・委員長は、9月定例月会議の委員会で、全委員（予算決算常任委員会においては理事）と、当該年次上半期の委員会活動の振り返りを行います。
- ・委員長は、振り返りで明らかになった気づき等を「常任委員会活動 上半期振り返りシート」（資料 2）に取りまとめ、下半期の委員会活動に生かしていきます。

① 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・委員長は、「常任委員会活動計画 実績書」（資料 3）を取りまとめ、全委員（予算決算常任委員会においては理事）に報告するとともに、「常任委員会活動チェックシート」（資料 4）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「常任委員会活動チェックシート」（資料 4）による評価を踏まえ、「常任委員会活動 評価総括表」（資料 5）として当該年次の委員会活動について評価を行い、委員長会議に報告します。
- ・委員長会議は、委員会活動の評価が適切に行われているか確認し、評価結果を代表者会議に報告します。

(2) 広聴広報会議による自己評価

① 評価対象前年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、評価対象年次の「議会広聴広報計画」（資料6）を作成し、広聴広報会議で決定します。

② 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、「議会広聴広報計画 実績書」（資料7）を取りまとめ、委員に報告するとともに、「議会広聴広報活動チェックシート」（資料8）による当該年次の広聴広報活動の評価を依頼します。
- ・座長は、各委員から提出された「議会広聴広報活動チェックシート」（資料8）による評価を踏まえ、「議会広聴広報活動 評価総括表」（資料9）として当該年次の広聴広報活動について評価を行い、代表者会議に報告します。

(3) 特別委員会による自己評価

① 特別委員会設置時

- ・委員長は、委員会で協議の上、「特別委員会活動計画書」（資料10）を作成します。

② 調査終了時

- ・委員長は、「特別委員会活動計画 実績書」（資料11）を取りまとめ、全委員に報告するとともに、「特別委員会活動チェックシート」（資料12）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「特別委員会活動チェックシート」（資料12）による評価を踏まえ「特別委員会活動 評価総括表」（資料13）として、当該年次の委員会活動について評価を行い、評価結果を代表者会議に報告します。

(4) 代表者会議による評価の取りまとめ

① 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・代表者会議は、報告を受けた評価結果を参考として議会活動全体の評価を取りまとめます。

② 評価対象年次の翌年次当初（5月役員改選時）

- ・代表者会議は、5月の役員改選後に、議会活動全体の評価結果を踏まえ、改善事項や注力すべき事項を決定し、今後の議会活動の参考とともに、各常任委員会及び広聴広報会議に申し送ります。
- ・各常任委員会及び広聴広報会議は、評価結果等を踏まえた取組を実施します。

常任委員会活動計画書

資料1-2

常任委員会（令和年5月～令和年4月）

1 所管調査事項

令和年月日現在

2 重点調査項目

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

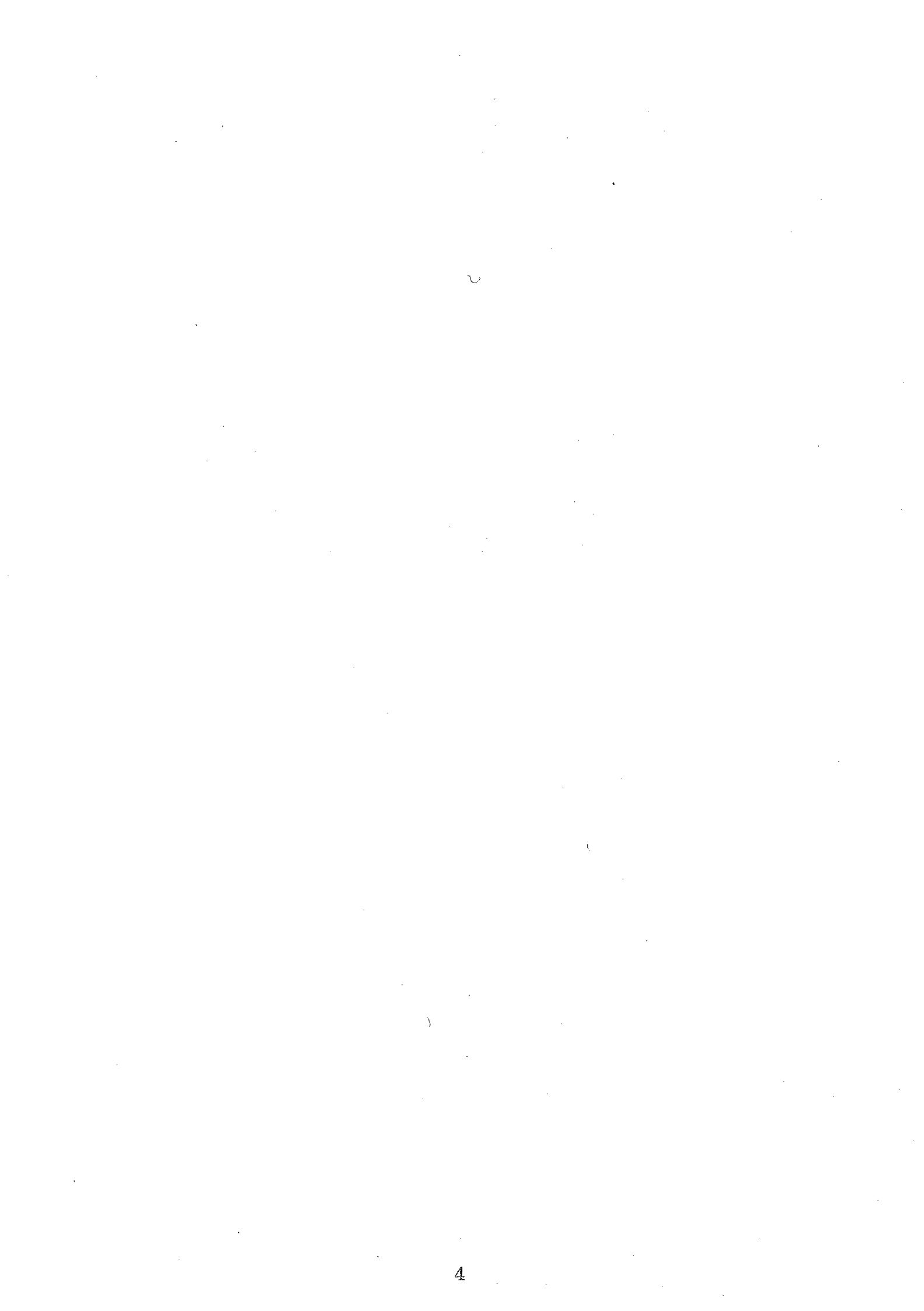
3 活動計画表

重点調査項目	令和年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(1)												
(2)												
(3)												
(4)												
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

(1) 県内調査
月 日～月 日（泊日）

(2) 県外調査
月 日～月 日（泊日）



特別委員会活動計画書

資料1－3

特別委員会（令和年5月～令和年月）

1 所管調査事項

- 2 重点調査項目
 - (1)
 - (2)
 - (3)

3 活動計画表

重点調査項目	令和年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和年1月	2月	3月	4月
(1)												
(2)												
(3)												
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

(1) 県内調査
月 日～月 日(泊日)

(2) 県外調査
月 日～月 日(泊日)

令和 年 月 日現在

資料 1－4

行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月24日（火） 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会
医療保健子ども福祉病院常任委員会
- 5月25日（水） 環境生活農林水産常任委員会
教育警察常任委員会
- 5月26日（木） 戦略企画雇用経済常任委員会
防災県土整備企業常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。

※参考：年間活動計画書

※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・ ○○特別委員会

2 活動計画について協議 <5月31日(火)>

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で (例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、どのような内容の調査を行うかなど)

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(予算決算常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・新型コロナウイルス感染症関連の補正予算の審議において、真摯に議論を行い、議会としての意見をしっかりと執行部に伝えることができた。
- ・令和3年版成果レポートの調査をふまえ、「新型コロナウイルス感染症への対応」および「財政運営」に関して知事に申し入れを行い、実りのあるものとなった。
- ・新しいビジョン、プランの概要案しか提案がなかったため、当初予算を詳細に議論しづらい状況にあった。本来ならば、新しいビジョン、プランが固まってから当初予算の審査をすべきであり、次のビジョン、プランを策定する際には十分な議論ができるようにする必要がある。
- ・今後4年ごとに知事選挙の影響が生じる可能性があることをふまえて、委員会運営を想定する必要がある。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.1
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.9
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.6
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(総務地域連携デジタル社会推進常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・執行部の所管事項等について活発な議論を行い、審議することができた。
- ・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」は中止となったものの、これからスポーツの振興・競技力向上に対して多くの委員からさまざまな意見があり、委員会としてしっかり議論を行うことができた。
- ・コロナ禍で県外調査が中止となり残念であったが、県内調査はすべての重点調査項目に対して実施することができて有意義な調査となった。
- ・新しいビジョン、プランの概要案しか提案がなかったため、当初予算を詳細に議論しづらい状況にあった。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.4
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.0
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.1
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	2.8
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.6

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.8

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(戦略企画雇用経済常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・重点調査項目については、コロナの影響を受けつつ、県内調査で観光振興に関して調査するなど、しっかりと議論することができた。
- ・コロナ対策に関しては、時短要請協力金など支援策について、活発に議論することができた。
- ・県立大学の設置については、しっかりと調査を行い、適切に委員長報告を行うことができた。
- ・強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)及びみえ元気プラン(仮称)については、提示された部分に対する議論はしっかりと行うことができた。
- ・県外調査を行うことが出来なかったことは残念だった。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.8
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.1
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	3.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.4

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	一
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(環境生活農林水産常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・RDF焼却・発電事業の総括においては、当局から説明を何度もしてもらい、委員から意見を伝えることで報告書の改善につなげることができた。
- ・食料自給率や米価、漁業環境の改善といった一次産業の議論を深めることで、それらにおける課題を県民に示すことができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。	3.6
			議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	
			議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。	3.8
			年間活動計画の内容は適切なものでしたか。	
			年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。	4.0
			重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	
			重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。	3.8
			調査先で十分な調査を実施しましたか。	
			県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。	3.8
			当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	
			総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。	
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.6
			個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。	
			個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。	3.8
			個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	
			個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。	—
			参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。	3.6
			採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・重点調査項目に引きこもり支援を入れ、県内調査で先進的な取組を視察したことにより、しっかりとした議論ができ、都道府県レベルで初の「三重県ひきこもり支援推進計画」に反映することができた。
- ・初めてオンラインで県外調査を実施し、内容的にも得られるものは充分あり、手ごたえを感じた。今後、オンラインのさらなる活用を申し送りたい。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.9
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.1
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.1
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.9

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(防災県土整備企業常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・議員間討議の中から附帯決議をすることについて意見がまとまつたことから、議員間討議は活発にできたと評価できる。
- ・重点調査項目の、「新型コロナウイルス感染症等にかかる危機管理について」は、全協でも協議することになったこともあり、所管の委員会だけで議論するにはテーマが大きく、設定に課題があった。
- ・重点調査項目の、「RDF焼却・発電事業の総括について」は、活発に議論し、意見をしっかり反映することができた。
- ・県外調査は、最後まで実施できないか検討したが、できなかつたことは残念だった。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.8
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	3.9
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	3.3
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	/

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(教育警察常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・年間を通じて交通安全対策など重点調査項目に沿った議論ができた。特に県立高等学校の活性化についてはしっかりと議論を進め、委員会から申し入れたことが反映されたことは大きな成果であった。
- ・重点調査項目以外についても適宜調査を行い、必要に応じて委員長報告を行うことができた。
- ・今年度は県外調査を実施することができなかつたため、次年度以降は新型コロナウイルスの感染状況も考慮しながら、できる方法を考えて実施していくことが必要ではないか。
(例)少人数の班に分けての県外調査の実施／県内調査の充実
- ・総合計画に係る調査・審査については成果レポートと合わせて、「みえ元気プラン(仮称)」などの調査についても策定方針を受けて年間活動計画に盛り込み、申し入れを行うことができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.6
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.3
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	3.5
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映せるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映せるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.1

特別委員会活動 評価総括表

委員会名(差別解消を目指す条例検討調査特別委員会)

1 特別委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・41回の委員会を開催する等、約1年11か月にわたり委員会活動を行い、委員相互間の討議を積極的に行つた上で、条例案を提出することができた。
- ・様々な参考人から多様な意見を聴取することができた一方で、参考人を招致するに当たっては、その趣旨、目的や招致しようとする参考人の専門性、実績等を丁寧に議論するとともに、参考人にも招致する趣旨、目的についてきちんと伝えるようにすべきだった。

2 特別委員会の評点の平均点

○基本方針 ~住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進~ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されましたか。	4.8
			議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	
			議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。	4.1
			年間活動計画の内容は適切なものでしたか。	
			年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。	4.4
			重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	
			重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。	/
			調査先で十分な調査を実施しましたか。	
			県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	

○基本方針 ~開かれた議会運営の実現~ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。	3.7
			参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。	4.5
			採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

令和 4 年三重県議会定例会

差別解消を目指す条例
検討調査特別委員会

委員長報告

令和 4 年 5 月

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査及び検討を行うことを目的として、令和2年5月に設置されました。そして、約1年11か月にわたり、41回の委員会を開催してまいりました。

まず、条例制定の必要性や、制定が必要と判断された場合の条例の在り方の方向性について検討するため、県の人権施策の現状等について県当局から聴き取り調査を行うとともに、様々な差別等の実態を明らかにするための参考人招致を7回にわたり実施しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などに関する当事者や有識者の方、合わせて9名から聴き取り調査を実施しました。また、差別解消に関する条約や法律、他都道府県等の条例の調査も実施しました。

その結果、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、本県において、不当な差別等がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による条例制定が必要であるとの結論に至りました。

条例案の策定に当たっては、和歌山県の先進的な条例に関する聴き取り調査を行い、参考とするとともに、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体・機関から意見聴取を行いました。また、県民等の意見を条例案に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会は、このような慎重な検討経過を経て、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案」を取りまとめ、去る4月18日に議長に提出いたしました。

この条例案につきましては、本日、議提議案第一号としてご審議いただすこととなっているところであります。

なお、この条例案は、対話を重視して不当な差別等の解消を推進する包括的な条例として、基本理念としての不当な差別等の禁止、相談対応や行政指導による不当な差別等の解消を図るための体制の整備などについて定めていますが、罰則や氏名の公表を含む規制的な措置については規定していません。本委員会としては、不当な差別等の解消に向けてより一層実効性を確保するための条例等の在り方について、また、不特定多数の者に対するヘイトスピーチの解消をはじめとする個別的な課題への実効性のある対応の在り方等については、県議会を含む県において、今後も引き続き議論を重ねていく必要があると考えています。

また、県当局におかれては、県の責務としてこの条例案の第5条第3項に規定している県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止の努力義務に基づく具体的な措置的確な実施を含め、この条例案が可決された上は、この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう、要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現につながるものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨をご理解いただき、何卒ご賛同いただきますよう、心からお願ひ申し上げまして委員長報告とさせていただきます。

資料 2—1

令和4年度 委員会県内外調査実施方針（案）

1. 調査実施の可否等については、計画時点・実施時点で、「三重県指針」や調査先の感染状況・移動に関する方針等をよく確認し、慎重に判断いただくこと。
2. 実施に当たっては、感染防止対策の徹底を図ること。
3. 計画していた時期の実施が困難となった場合は、実施時期の変更、実施方法の変更、実施の見送りなど柔軟に対応すること。

資料 2-2

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。

◆ 行政部門別常任委員会の県内調査日程（令和4年度）

【日程案】

令和4年7月20日（水）～22日（金）
7月26日（火）～28日（木）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7月6日（水）又は7日（木）の設定としても可。

◆行政部門別常任委員会の県外調査日程（令和4年度）

(A日程) 令和4年8月23日（火）～25日（木）の間

(B日程) 令和4年8月30日（火）～9月1日（木）の間

委員会名	県外調査日程
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会	
戦略企画雇用経済常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	

委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の 実施方法についての申し合わせ

【平成21年6月4日代表者会議了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は2名以上、上限は5名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容

資料 3

委員長報告及び附帯決議の取扱いについての 委員長会議の申合せ事項

【平成 24 年 11 月 20 日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めるることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遗漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。

委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致に係る

議会運営委員会の申合せ事項

(令和4年3月23日 議会運営委員会決定)

1 趣旨

この申合せは、委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致について、必要な事項を定めるものとする。

2 オンラインによる参考人招致を行うことができる場合

オンラインによる参考人招致を行うことができる場合は、委員長が、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参考人が出頭することが困難であると認めるときとする。

3 会議の公開

委員会における事実上の参考人招致は、原則として公開とする。

4 記録

聴取の概要、出席委員の氏名、事実上の参考人の氏名等、必要な事項を記載した記録を作成する。また、同日に委員会を開催する場合は、当該委員会の会議録に、事実上の参考人招致に関する記録を含めて作成する。

5 招致に係る通知

委員会が、オンラインによる参考人招致を求めるには、議長を経るものとし、議長は、事実上の参考人に日時、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知するものとする。

6 インターネットの実況中継・録画配信

原則として、ホームページで配信する。

* 参考

・委員の費用弁償（旅費）

委員会と同時に開催される場合は、委員会についての費用弁償として支給される。

・参考人への謝金

専門的知識及び経験を有する者に対し謝金を支払うものとする。

映像及び音声の送受信（オンライン）による委員会参加に関する申合せ事項

（令和4年3月31日 議会運営委員会決定）

1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の前日の正午までに委員長に申し出る。

2 オンラインによる会議は、ソフトウェア（Zoom 又は Webex Meetings）を使用することとし、委員自身のパソコン等の端末を使用する場合にあっては、通信費は委員自身の負担とする。

委員自身のパソコン等を使用することができない場合は、議会所有のタブレットを使用する。

3 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声が途切れることがないよう、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。

なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声が確認できない状態となつた場合は、その委員は不在として取り扱う。

また、オンラインにより事実上の参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声が確認できない状態となつた場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。

4 オンラインにより委員会に参加する委員は、委員会の開催30分前までに2の方法により通信状況の確認を行うこととし、映像及び音声を送受信することに支障がないと判断される場合に、委員長はオンラインによる委員会への参加を許可する。

5 議案等の審議にあたり、挙手により採決を行う場合、オンラインにより委員会に参加する委員は、映像内で挙手していることが判断できるように留意する。

この場合、委員長は初めにオンラインにより参加する委員について、映像による挙手の確認に加えて音声（口頭）により本人に賛否の確認を行い、その後、委員会室内の挙手の状況を確認して可否の宣告を行う。

なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声が確認できない状態と

なった場合は、その委員は表決に加わることができない。

- 6 委員長は、オンラインによる委員会参加の方法が安定するまでの当分の間、委員会室で議事をを行う。
- 7 上記のほか、オンラインによる委員会参加に関し必要な事項は、委員長が決定する。その際、決定しがたいものについては、委員長が議会運営委員会に諮ることができる。

「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の
審査・調査の今後のスケジュールについて

年月日	県議会	調査内容等
令和4年 6月3日 <議案上程>	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【最終案】の調査 ・令和4年版成果レポート(評価)
6月20~23日	常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【最終案】の施策概要(関係分)等について調査 ・令和4年版成果レポート(評価)
7月11日 <予決>	全員協議会 予算決算常任委員会	<p>各常任委員会でのビジョン&プラン【最終案】に関する調査の報告、全体協議</p> <p>各常任委員会での成果レポートに関する調査の報告、全体協議</p>
7月15日	委員長会議	全員協議会、予算決算常任委員会での協議内容を踏まえ、知事への申し入れ内容について最終調整
7月25日	知事申し入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【最終案】に対する知事への申し入れ <正副議長、各常任委員長> ・令和4年版成果レポートに対する知事申し入れ <予決委員会正副委員長、各常任委員長>
9月15日 <議案上程>	本会議 全員協議会	<p>「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【議案】の提出</p> <p>・「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【議案】の調査</p> <p>・令和4年版成果レポート(回答)</p>
10月5~11日	常任委員会	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【議案】の審査 ・令和4年版成果レポート(回答)
10月19日	本会議	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」【議案】の採決

「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」、「みえ元気プラン(仮称)」の審査・調査のスケジュール

資料6 別紙

日	4月	調査スケジュール	5月	調査スケジュール	6月	調査スケジュール	7月	調査スケジュール	8月	調査スケジュール	9月	調査スケジュール	10月	調査スケジュール	11月	調査スケジュール
1 金			日		水	金		月		木 県外調査		土			火 戰雇・防県・教警 分科会(決算)	
2 土			月		木	土		火		金 代表者会議		日			水 総地・環農・医子 分科会(決算)	
3 日		火(憲法記念日)	金 議案上程	全協(ビジョン&プラン等 【最終案】、令和4年版 成果レポート【評価】)	日		水 成果レポート知事 申し入れ		土			月 予決(企業会計) (予決総括質疑)		木 (文化の日)		3
4 月		水(みどりの日)	土		月		木		日		火 全協(展開方針・ 予算方針)			金 (委員会等予備日)		4
5 火		木(こどもの日)	日		火		金		月		水 戰雇・防県・教警 常任委員会等			土		5
6 水		金	月		水 県内調査(教育)		土		火		木 総地・環農・医子 常任委員会等		日		6	
7 木		土	火		木 県内調査(教育)		日		水		金 戰雇・防県・教警 常任委員会等		月		7	
8 金		日	水 議案質疑	金	月		木 議運		土				火 代表者会議		8	
9 土		月	木	土		火		金		日			水		9	
10 日		火	金 一般質問	日	水		土		月		火 月(スポーツの日)		木		10	
11 月		水	土	月 予決(成果レポート)	全協(ビジョン&プラン 【最終案】調査報告) 予決(成果レポート)	木(山の日)		日		火	総地・環農・医子 常任委員会等	上記を調査	金		11	
12 火		木 代表者会議・議運	日	火	金	月		水		水 (常任委員会予備日)		土			12	
13 水		金	月	水	土		火		木	(委員会等予備日)		日			13	
14 木		土	火 一般質問	木	日		水		金	代表質問 予決(採決)		月	予決(採決) 議運		14	
15 金		日	水	金 委員長会議(申し入れ 内容取りまとめ)	月		木 議案上程	ビジョン&プラン の議案提出	土				火		15	
16 土		月 代表者会議	木 一般質問	土	火		金		日				水		16	
17 日		火 代表者会議	金 (予決総括質疑)	日	水		土		月	代表者会議・議運		木			17	
18 月	常任委員会	全協(最終案の調査)	水 代表者会議・議運	土	月 (海の日)	木	日	火	日	火			金		18	
19 火	常任委(関係分につ いて調査)	木 役員改選	日	火	金	月 (敬老の日)		水	月 (敬老の日)	水	採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	ビジョン&プラン 【議案】の採決	土		19	
20 水		金 戰雇・環農・医子 常任委員会	月 戰雇・環農・医子 常任委員会	水 県内調査	土		火		木				日		20	
21 木	(常任委員会予備日)	土 総地・防県・教警 常任委員会	火 ◆常任委員会 ・ビジョン&プラン 【最終案】	木 県内調査	日		水 議案質疑		金				月 採決・議案上程		21	
22 金	全協(各常任委調査 報告)	日 战雇・環農・医子 常任委員会	水 令和4年版成果レ ポート【評価】	金 県内調査	月 みえ高校生議会		木		土				火		22	
23 土		月 代表者会議	木 総地・防県・教警 常任委員会	土 火 県外調査	金 (秋分の日)		日		火				水 (勤労感謝の日)		23	
24 日		火 総地・医子 常任委 員会(所管説明)	金 (常任委員会予備日)	日 知事申し入れ (ビジョン&プラン最終 案)、成果レポート	水 県外調査		土		月				木		24	
25 月		水 環農・教警 常任委 員会(所管説明)	土	月	木 県外調査		火		日		火		金 議案質疑		25	
26 火	委員長会議(知事申し 入れ内容とりまとめ)	木 戰雇・防県・常任委 員会(所管説明)	日 火 県内調査	金	月 一般質問		水	全協(定期監査結果) 予決(当初予算の考 え方)					土		26	
27 水		金 議運	月 (委員会等予備日)	水 県内調査	土		火		木				日		27	
28 木	知事申し入れ	土 火 予決(採決)	木 県内調査	日			水 一般質問		金				月		28	
29 金	(昭和の日)	日 水 代表者会議・議運	金	月	木 県外調査		火		土				火 一般質問		29	
30 土		月 木 採決	火 総案の採決	土 火 県外調査	金 一般質問		日		木				水		30	
31		火 特別委(活動計画)		日 水 県外調査			月 予算 (予算総括質疑)								31	

「みえ高校生県議会」開催要領

1 目的

広聴広報活動の一環として、高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的とする。

2 主 催 三重県議会広聴広報会議

3 開催日 令和4年8月22日（月）

4 場 所 三重県議会議事堂 議場

5 参加者

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に通う生徒で1校あたり2~4人とし、合計16校までとする。（各学校1グループ）

募集校数を超えて応募があった場合、抽選とする。

募集にあたっては、別紙の6つの分野別に募集枠（各分野2校又は3校）を設けることとし、各分野への応募が募集枠を超えた場合は抽選で決定する。

なお、参加者については、学校を通じて募集する。

6 当日プログラム

(1) 10:00~11:30 オリエンテーション <議場>

- 全体スケジュール等の説明、リハーサル

<11:30~11:40 休憩>

(2) 11:40~12:00 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

- 開会のあいさつ（議長、知事）
- 高校生議員等の紹介
- 委員長、環境生活部長、教育長の紹介

<12:00~13:00 昼食>

(3) 13:00~16:20 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

- 議長役の高校生の紹介
- 各校の質問及び答弁
 - ・質問〔4分以内〕答弁〔4分以内〕、再質問を可能として1校10分以内とする。
 - ・答弁は常任委員会委員長等が行う。
 - ・議長役の高校生は途中で交代する。
- 環境生活部長、教育長の感想
- 閉会のあいさつ（副議長）

(4) 16:20~16:30 写真撮影

(5) 16:30~17:00 議事堂見学

7 当日傍聴等

- (1) みえ高校生県議会は公開とし、一般の方の傍聴も可能とする。
- (2) インターネットによる生中継及び録画配信を行う。

8 事前オンラインミーティング

参加する高校生に、みえ高校生県議会の開催趣旨の説明や、高校生が作成した質問内容をブラッシュアップするためのアドバイスなどをオンラインで行う。

(1) 事前オンライン説明会

1) 日時 令和4年6月初旬の平日・授業終了後（関係機関と調整後決定）

2) 場所 参加校の生徒 各学校
三重県議会側 議事堂 各委員会室

3) 内容 「県議会の役割と仕組み」、「みえ高校生県議会の開催趣旨」、「当日の概要」、「質問作成の留意点」等について、議員や事務局職員が参加校の生徒にオンラインで説明を行う。

(2) 事前オンライン相談会

1) 日時 令和4年6月下旬の土曜又は日曜（関係機関と調整後決定）

2) 場所 参加校の生徒 各学校
三重県議会側 議事堂 各委員会室

3) 内容 高校生が作成した質問内容を議員が聴き取り、ブラッシュアップに向けたアドバイスをオンラインで行う。

令和4年度みえ高校生県議会 申込み校一覧

	学校名	所在地	学年等	議長役 希望	議長役 抽選後	希望する分野			決定分野
						第1	第2	第3	
1	桑名高等学校	桑名市	2年生4人	無		教育・ 警察	戦略企 画・雇用 経済	環境生 活・農林 水産	教育・警察
2	暁高等学校	四日市市	2年生4人	有 (4名)	3名	防災・県 土整備・ 企業	総務・地 域連携 デジタル 社会推 進	戦略企 画・雇用 経済	防災・県土整備 ・企業
3	四日市高等学校	四日市市	2年生4人	無		教育・ 警察	防災・県 土整備・ 企業	総務・地 域連携 デジタル 社会推 進	教育・警察
4	四日市南高等学校	四日市市	2年生4人	有 (1名)	1名	総務・地 域連携・ デジタル 社会推 進	教育・ 警察	医療保 健・子ど も福祉・ 病院	総務・地域連携・ デジタル社会推進
5	聾学校	津市	1年生2人 3年生2人	無		医療保 健・子ど も福祉・ 病院	環境生 活・農林 水産	教育・ 警察	医療保健・子ど も福祉・病院
6	飯南高等学校	松阪市	3年生3人	無		医療保 健・子ど も福祉・ 病院	教育・ 警察	戦略企 画・雇用 経済	医療保健・子ど も福祉・病院
7	名張高等学校	名張市	2年生4人	無		医療保 健・子ど も福祉・ 病院	防災・県 土整備・ 企業	戦略企 画・雇用 経済	医療保健・子ど も福祉・病院
8	紀南高等学校	御浜町	2年生2人	無		防災・県 土整備・ 企業	教育・ 警察	医療保 健・子ど も福祉・ 病院	防災・県土整備 ・企業

